

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

技術的能力 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等

| | |
|-------------|-----------|
| 泊発電所3号炉審査資料 | |
| 資料番号 | 資料2-7 |
| 提出年月日 | 令和5年4月18日 |

| No | 資料名称 | 該当ページ | 適正化内容 | 備考 |
|----|--|--------|---|--|
| 1 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102 r.5.0) | 1.2-8 | 以下の誤記を修正 (下線部参照) 1.2.1(1)「対応手段と設備の選定の考え方」の4パラグラフ目 (旧)・・・対応手段と重大事故等対処設備を選定する。 (新)・・・対応手段及び重大事故等対処設備を選定する。 | 第1111回審査会合 (R5.2.2) 資料1-5-1 「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102 r.4.3)」に反映済 |
| 2 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102 r.5.0) | 1.2-9 | 以下の誤記を修正 (下線部参照) 1.2.1(2)「対応手段と設備の選定の結果」の1パラグラフ目 (旧)・・・補助給水ピット並びに主蒸気逃がし弁が健全・・・ (新)・・・補助給水ピット及び主蒸気逃がし弁が健全・・・ | 第1111回審査会合 (R5.2.2) 資料1-5-1 「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102 r.4.3)」に反映済 |
| 3 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102 r.5.0) | 1.2-11 | 1次冷却系のフィードアンドブリードに使用する設備のうち、「蓄圧タンク」及び「蓄圧タンク出口弁」の記載順序を第1.2.1表と統一。 | 第1111回審査会合 (R5.2.2) 資料1-5-1 「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102 r.4.3)」に反映済 |
| 4 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102-9 r.5.0) | 1.2-9 | 同上 | |
| 5 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102 r.5.0) | 1.2-16 | 設備の位置づけの誤記訂正 (下線部参照) 【(d) 重大事故等対処設備と自主対策設備】 (旧) 蓄圧タンク及び蓄圧タンク出口弁は重大事故等対処設備 (設計基準拡張) (新) 蓄圧タンク及び蓄圧タンク出口弁は重大事故等対処設備 | 第1111回審査会合 (R5.2.2) 資料1-5-1 「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102 r.4.3)」に反映済 |

| No | 資料名称 | 該当ページ | 適正化内容 | 備考 |
|----|---|--------|--|---|
| 6 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102-9 r. 5.0) | 1.2-13 | 同上 | |
| 7 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102 r. 5.0) | 1.2-17 | 自主対策設備とする理由の記載を適正化（下線部参照） 【SG直接給水用高圧ポンプによる蒸気発生器への注水に使用する設備】 (旧) 蒸気発生器への注水開始までに約1時間の時間を要し、・・・ (新) 蒸気発生器への注水開始までに約60分の時間を要し、・・・ | 第1111回審査会合 (R5.2.2) 資料1-5-1 「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102 r. 4.3)」に反映済 |
| 8 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102-9 r. 5.0) | 1.2-14 | 同上 | |
| 9 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102 r. 5.0) | 1.2-20 | 設備名称の脱字訂正（下線部参照） 【主蒸気逃がし弁操作作用可搬型空気ポンプによる主蒸気逃がし弁の機能回復に使用する設備】 (旧) 2次冷却設備 主蒸気設備 配管 (新) 2次冷却設備 (主蒸気設備) 配管・弁 | 第1111回審査会合 (R5.2.2) 資料1-5-1 「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102 r. 4.3)」に反映済 括弧を追加した理由については、本リストのNo. 60にて整理する |
| 10 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102-9 r. 5.0) | 1.2-17 | 同上 | |

| No | 資料名称 | 該当ページ | 適正化内容 | 備考 |
|----|--|-----------------|---|---|
| 11 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102 r. 5. 0) | 1. 2-21 | 設備名称の脱字訂正 (下線部参照) 【可搬型大型送水ポンプ車を用いたA-制御用空気圧縮機による主蒸気逃がし弁の機能回復に使用する設備】 (旧) 2次冷却設備 主蒸気設備 配管 (新) 2次冷却設備 (主蒸気設備) 配管・弁 | 第1111回審査会合 (R5. 2. 2) 資料1-5-1 「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102 r. 4. 3)」に反映済 括弧を追加した理由については、本リストのNo. 60にて整理する |
| 12 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102-9 r. 5. 0) | 1. 2-18 | 同上 | |
| 13 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102 r. 5. 0) | 1. 2-21, 54, 57 | 設備名称を適正化 (下線部参照) 文章中の簡略化した設備名称を正式名称へ修正 (旧) . . . 空気ポンベ . . . (新) . . . 主蒸気逃がし弁操作作用可搬型空気ポンベ . . . | 第1111回審査会合 (R5. 2. 2) 資料1-5-1 「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102 r. 4. 3)」に反映済 |
| 14 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102-9 r. 5. 0) | 1. 2-18, 46, 49 | 同上 | |
| 15 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102 r. 5. 0) | 1. 2-26 | 以下の誤記を修正 (下線部参照) 1. 2. 2. 1(1) 「1次冷却系のフィードアンドブリードによる発電用原子炉の冷却」の「b. 操作手順」1パラグラフ目 (旧) 概要図を第1. 2. 2図, 第1. 2. 4図及び第1. 2. 5図に, . . . (新) 概要図を第1. 2. 2図, 第1. 2. 4図, <u>第1. 2. 5図</u> 及び第1. 2. 6図に, . . . | 第1111回審査会合 (R5. 2. 2) 資料1-5-1 「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102 r. 4. 3)」に反映済 |

| No | 資料名称 | 該当ページ | 適正化内容 | 備考 |
|----|--|---------|---|--|
| 16 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102 r. 5. 0) | 1. 2-30 | 操作手順の記載の適正化（下線部参照） 【「1次冷却系のフィードアンドブリード」のうち「蒸気発生器2次側からの除熱による発電用原子炉の冷却機能が回復しない場合」の操作手順⑨】 (旧)・・・回復していること、並びに十分な・・・ (新)・・・回復していること並びに十分な・・・ | 第1111回審査会合 (R5. 2. 2) 資料1-5-1 「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102 r. 4. 3)」に反映済 |
| 17 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102-9 r. 5. 0) | 1. 2-27 | 同上 | |
| 18 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102 r. 5. 0) | 1. 2-48 | 手順概要説明の記載表現の適正化（下線部参照） 「現場手動操作によるタービン動補助給水ポンプの起動」の2パラグラフ目 (旧)・・・専用工具を用いて・・・ (新)・・・専用工具(蒸気加減弁開操作)を用いて・・・ | 第1111回審査会合 (R5. 2. 2) 資料1-5-1 「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102 r. 4. 3)」に反映済 |
| 19 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102-9 r. 5. 0) | 1. 2-39 | 同上 | |
| 20 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102 r. 5. 0) | 1. 2-61 | 手順概要説明の記載表現の適正化（下線部参照） 「1.2.2.4(1)a. 電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプによる蒸気発生器への注水」 (旧)・・・自動起動信号（3基のうちいずれか1基又は、2基の・・・ (新)・・・自動起動信号（3基のうちいずれか1基又は2基の・・・ | 第1111回審査会合 (R5. 2. 2) 資料1-5-1 「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102 r. 4. 3)」に反映済 |
| 21 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102-9 r. 5. 0) | 1. 2-57 | 同上 | |

| No | 資料名称 | 該当ページ | 適正化内容 | 備考 |
|----|---|----------------|---|---|
| 22 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102 r. 5.0) | 1.2-62 | 操作手順の記載の適正化（下線部参照） 「主蒸気逃がし弁による蒸気放出」の操作手順② (旧)・・・中央制御室からの手動起動操作・・・ (新)・・・中央制御室からの手動開操作・・・ | 第1111回審査会合 (R5.2.2) 資料1-5-1 「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102 r. 4.3)」に反映済 |
| 23 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102-9 r. 5.0) | 1.2-58 | 同上 | |
| 24 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102 r. 5.0) | 1.2-63, 65, 66 | 技術的能力1.13審査基準の名称改正に伴う修正（下線部参照） (旧) 「1.13重大事故等の収束に必要となる水の供給手順等」 (新) 「1.13重大事故等時に必要となる水の供給手順等」 | 第1111回審査会合 (R5.2.2) 資料1-5-1 「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102 r. 4.3)」に反映済 |
| 25 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102-9 r. 5.0) | 1.2-60, 62, 63 | 同上 | |
| 26 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102 r. 5.0) | 1.2-64～67 | 第1.2.1表「対応手段, 対処設備, 手順書一覧」の記載の適正化（下線部参照） (旧) * 2 : 重大事故対策において用いる設備の分類 (新) * 2 : 重大事故等対策において用いる設備の分類 | 第1111回審査会合 (R5.2.2) 資料1-5-1 「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102 r. 4.3)」に反映済 |
| 27 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102-9 r. 5.0) | 1.2-61～64 | 同上 | |

| No | 資料名称 | 該当ページ | 適正化内容 | 備考 |
|----|--|-----------------|---|---|
| 28 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102 r. 5. 0) | 1. 2-71, 74, 75 | 第1.2.2表「監視計器一覧」の脱字訂正 (下線部参照) (旧) 主給水流量 (新) 主給水ライン流量 | 第1111回審査会合 (R5. 2. 2) 資料1-5-1 「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102 r. 4. 3)」に反映済 |
| 29 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102-9 r. 5. 0) | 1. 2-71, 74 | 同上 | |
| 30 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102 r. 5. 0) | 1. 2-83 | 第1.2.5図「1次冷却系のフィードアンドブリードによる発電用原子炉の冷却 (余熱除去系による発電用原子炉の冷却) 概要図」の記載の適正化 ・蓄圧タンク出口弁へ名称追加 ・加圧器逃がしタンクへ挿入される配管位置を適正化 (他の概要図と統一) | 第1111回審査会合 (R5. 2. 2) 資料1-5-1 「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102 r. 4. 3)」に反映済 |
| 31 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102-9 r. 5. 0) | 1. 2-84 | 同上 | |
| 32 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102 r. 5. 0) | 1. 2-88 | 第1.2.9図「SG直接給水用高圧ポンプによる蒸気発生器への注水タイムチャート」の記載の適正化 (下線部参照) (旧) フロントライン系 (サポート系) <u>機能喪失時</u> (新) フロントライン系 (サポート系) <u>故障時</u> | 第1111回審査会合 (R5. 2. 2) 資料1-5-1 「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102 r. 4. 3)」に反映済 |
| 33 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102-9 r. 5. 0) | 1. 2-90 | 同上 | |

| No | 資料名称 | 該当ページ | 適正化内容 | 備考 |
|----|--|------------|---|--|
| 34 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102 r.5.0) | 1.2-92 | 第1.2.12図「代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による蒸気発生器への注水 概要図」の記載の適正化 ・代替給水ピット取水ラインの線の種類を適正化（他の可搬型ホースと統一） | 第1111回審査会合（R5.2.2）資料1-5-1「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102 r.4.3)」に反映済 |
| 35 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102-9 r.5.0) | 1.2-93 | 同上 | |
| 36 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102 r.5.0) | 1.2-98, 99 | 第1.2.16図, 第1.2.17図「重大事故等時の対応手段選択フローチャート」の誤記訂正(他図面への参照先) 【第1.2.16図】 (旧) 第1.2.15図(2/2)参照 (新) 第1.2.17図参照 【第1.2.17図】 (旧) 第1.2.15図(1/2)参照 (新) 第1.2.16図参照 | 第1111回審査会合（R5.2.2）資料1-5-1「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102 r.4.3)」に反映済 |
| 37 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102-9 r.5.0) | 1.2-97, 98 | 同上 | |
| 38 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102-9 r.5.0) | 全般 | 比較表の記載の適正化 ・相違理由欄の不要な読点の削除 ・相違理由欄のインデント適正化 ・相違理由欄の誤記訂正, 脱字訂正（記載内容に変更がないもの） ・相違理由欄の大飯との相違理由についてすべて「【大飯】」を追記 ・資料修正に伴う参照ページ番号の修正 ・再掲対象は他プラントとし, 泊の記載は再掲しない構成に見直し | |
| 39 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102-9 r.5.0) | とりまとめた資料-1 | 1.1-1)の記載を適正化（下線部参照） (旧) 設計方針・運用・体制などを変更し, . . . (新) 設計方針・運用・体制等を変更し, . . . | |

| No | 資料名称 | 該当ページ | 適正化内容 | 備考 |
|----|---|------------|--|----|
| 40 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102-9 r. 5.0) | とりまとめた資料-1 | 1. 1-1) c. のうち1ポツ目 代替屋外給水タンクの撤去理由を追記するとともに記載表現を適正化（下線部参照） (旧) 自主対策設備の淡水源である「代替屋外給水タンク」の撤去及び「代替給水ピット」の設置に伴う変更。 (新) 屋外に設置していた自主対策設備の淡水源である「代替屋外給水タンク」を溢水対策に伴い撤去し、新たに「代替給水ピット」を設置するため、関連する資料を修正した。 | |
| 41 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102-9 r. 5.0) | とりまとめた資料-2 | 「設備の相違①」の相違理由欄へ以下の記載内容を追記 ・ 泊3号炉の補助給水ポンプ及びSG直接給水用高圧ポンプの揚程・容量 ・ 泊3号炉と設計方針が同様のプラント | |
| 42 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102-9 r. 5.0) | とりまとめた資料-2 | 「設備の相違②」の相違理由欄の記載表現を適正化（下線部参照） (旧)・・・伊方3号炉と相違なし。 (新)・・・伊方3号炉と同様である。 | |
| 43 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102-9 r. 5.0) | とりまとめた資料-3 | 「設備の相違④」の相違理由欄の記載表現を適正化（下線部参照） 1 ポツ目 (旧)・・・蒸気発生器へ注水する手段であり・・・「1.13重大事故等の収束に必要な水の供給手順等」にて・・・ (新)・・・蒸気発生器へ注水する手段を示しており・・・「1.13重大事故等時に必要となる水の供給手順等」にて・・・ 2 ポツ目 (旧) 泊3号炉は・・・蒸気発生器へ注水する手段であるため・・・ (新) 泊3号炉欄で示しているのは・・・蒸気発生器へ注水する手段についての内容であるため・・・ 3 ポツ目 (旧) 泊3号炉も・・・大飯3/4号炉と同様である。 (新) なお、泊3号炉も・・・大飯3/4号炉と実質的な相違はない。 | |
| 44 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102-9 r. 5.0) | とりまとめた資料-4 | 「記載方針の相違①」の相違理由欄について、泊3号炉と記載方針が同様であるプラントを追記 | |

| No | 資料名称 | 該当ページ | 適正化内容 | 備考 |
|----|---|--------------------------------|---|----|
| 45 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102-9 r. 5.0) | とりまとめた資料-4 | 「記載方針の相違①」の泊欄の誤記訂正（下線部参照） (旧)・・・事象の判別を行う運転手順書、・・・ (新)・・・事象の判別を行う運転手順書及び・・・ | |
| 46 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102-9 r. 5.0) | とりまとめた資料-7 | 「「操作手順」の対応要員」の相違理由欄について、泊3号炉と同様に発電課長（当直）指揮下にて対応する体制としているプラントを追記 | |
| 47 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102-9 r. 5.0) | 1.2-61～110 | 女川2号炉欄の表のヘッダー適正化（下線部参照） (旧) 女川発電所2号炉 (新) 女川原子力発電所2号炉 | |
| 48 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102-9 r. 5.0) | 1.2-13, 14, 24 | 泊3号炉の記載を大飯3/4号炉又は女川2号炉以外のプラントを参考とした場合は、そのプラントの記載内容の抜粋を比較表へ掲載した。また、必要に応じて、参考としたプラントとの相違理由を整理した。 | |
| 49 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102-9 r. 5.0) | 1.2-31, 32, 37, 43, 47, 51, 52 | 泊3号炉の記載を女川2号炉の他の審査項目又は他の記載箇所を参考とした場合は、その記載内容の抜粋を比較表へ掲載した。 | |
| 50 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102 r. 5.0) | 1.2-4 | 添付資料の名称を適正化（下線部参照） (旧) 添付資料1.2.5 ……蒸気発生器の広域水位計の指示について (新) 添付資料1.2.5 ……蒸気発生器水位（広域）の指示について (旧) 添付資料1.2.11 現場手動操作によるタービン動補助給水ポンプ及びタービン動補助給水ポンプ駆動蒸気入口弁によるタービン動補助給水ポンプ現場起動 (新) 添付資料1.2.11 現場手動操作によるタービン動補助給水ポンプの起動 | |
| 51 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102-9 r. 5.0) | 1.2-4 | 同上 | |

| No | 資料名称 | 該当ページ | 適正化内容 | 備考 |
|----|--|-----------|--|----|
| 52 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102 r.5.0) | 1.2-4, 51 | 添付資料1.2.12「タービン動補助給水ポンプ現場起動について」の削除 現場手動操作によるタービン動補助給水ポンプの起動手段を重大事故等対処設備として整備することにより、可搬型バッテリーを用いた対応手段を不要とする設計方針は、大飯3/4号炉と同様であることから、泊3号炉独自の当該資料はまとめ資料から削除した。 | |
| 53 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102-9 r.5.0) | 1.2-4, 42 | 同上 | |
| 54 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102 r.5.0) | 1.2-13 | 「ii. SG直接給水用高圧ポンプによる蒸気発生器への注水」の記載内容の誤記訂正（下線部参照） (旧) 常設設備であるSG直接給水用高圧ポンプポンプ・・・ (新) 常設設備であるSG直接給水用高圧ポンプ・・・ | |
| 55 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102-9 r.5.0) | 1.2-11 | 同上 | |
| 56 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102 r.5.0) | 1.2-18 | 記載表現の適正化（下線部参照） b. (a) i. の記載内容 (旧)・・・蒸気発生器2次側への注水する設備は以下のとおり。 (新)・・・蒸気発生器2次側へ注水する設備は以下のとおり。 | |
| 57 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102-9 r.5.0) | 1.2-15 | 同上 | |

| No | 資料名称 | 該当ページ | 適正化内容 | 備考 |
|----|--|----------------------------------|--|----|
| 58 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102 r.5.0) | 1.2-63 | 技能1.13及び技能1.14の構成見直し(女川審査実績の反映)に伴う項目名の修正(下線部参照) (旧)補助給水ピット,燃料取替用水ピットの枯渇時の補給手順については・・・1.13.2.1「蒸気発生器2次側からの除熱による発電用原子炉の冷却(注水)のための代替手段及び補助給水ピットへの供給に係る手順等」,1.13.2.2「炉心注水のための代替手段及び燃料取替用水ピットへの供給に係る手順等」にて整備する。 (新)補助給水ピット,燃料取替用水ピットの枯渇時の補給手順については・・・1.13.2.2「水源へ水を補給するための対応手順」にて整備する。 (旧)代替非常用発電機の代替電源に関する手順については・・・1.14.2.1(1)「代替非常用発電機による代替電源(交流)からの給電」にて整備する。 (新)代替非常用発電機の代替電源に関する手順については・・・1.14.2.1(1) a. 「代替非常用発電機又は可搬型代替電源車によるメタクラA系及びメタクラB系受電」にて整備する。 | |
| 59 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102-9 r.5.0) | 1.2-60 | 同上 | |
| 60 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102 r.5.0) | 1.2-9, 11~16, 19~22, 64~67, 78 | 配管・弁の設備名称の適正化(下線部参照) 【修正例】 (旧)2次冷却設備 補助給水設備 配管・弁 (新)2次冷却設備(補助給水設備)配管・弁 複数の設備分類が記載される場合は後者の設備分類を括弧で区切ることにより,見やすさの改善を図った。 | |
| 61 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102-9 r.5.0) | 1.2-8,9, 11~13, 15~18, 61~64, 77 | 同上 | |
| 62 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102 r.5.0) | 1.2-65~67 | 第1.2.1表(2/4~4/4)の手順の分類に記載する手順書名称を適正化(下線部参照) (旧)炉心の著しい損傷及び格納容器破損を防止する運転手順書 (新)炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器破損を防止する運転手順書 | |

| No | 資料名称 | 該当ページ | 適正化内容 | 備考 |
|----|--|------------------------|---|----|
| 63 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102-r.5.0) | 1.2-62~64 | 同上 | |
| 64 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102 r.5.0) | 1.2-13~15, 21, 66, 67 | 可搬型大型送水ポンプ車を使用する手段へ可搬型ホースの「接続口」を対処設備として新規追加 (女川審査実績の反映) | |
| 65 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102-r.5.0) | 1.2-11, 12, 17, 63, 64 | 同上 | |
| 66 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102 r.5.0) | 1.2-13~15, 21, 66, 67 | 可搬型大型送水ポンプ車を使用する手段の設備として「ホース延長・回収車(送水車用)」を新規追加 (女川審査実績の反映) | |
| 67 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102-r.5.0) | 1.2-11, 12, 17, 63, 64 | 同上 | |
| 68 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102 r.5.0) | 1.2-17 | 自主対策とする理由を整理する項目に記載する設備の記載範囲を大飯と同等に修正 (下線部参照) (旧) 電動主給水ポンプ, 脱気器タンク, 2次冷却設備 (給水設備) 配管・弁 (新) 電動主給水ポンプ, 脱気器タンク | |
| 69 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102-r.5.0) | 1.2-13 | 同上 | |
| 70 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102 r.5.0) | 1.2-20, 67 | 主蒸気逃がし弁操作用可搬型空気ポンペを使用する手段の設備として「ホース・弁」を新規追加 (女川審査実績の反映) | |

| No | 資料名称 | 該当ページ | 適正化内容 | 備考 |
|----|---|-------------|--|----|
| 71 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102-9 r. 5.0) | 1. 2-17, 64 | 同上 | |
| 72 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102 r. 5.0) | 1. 2-20 | 記載表現の適正化（下線部参照） (旧) 代替補機冷却により制御用空気圧縮機の機能を回復することで・・・ (新) 代替補機冷却により制御用空気圧縮機の機能を回復させることで・・・ | |
| 73 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102-9 r. 5.0) | 1. 2-17 | 同上 | |
| 74 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102 r. 5.0) | 1. 2-15 | 「(2)対応手段の設備の選定の結果」において、原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による蒸気発生器への注水に使用する設備と原水槽への補給に使用する設備の記載を段落分けして整理していたが、記載を統合し他の審査項目の記載と統一した。（下線部参照） (旧) 原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による蒸気発生器への注水で使用する設備は以下のとおり。 ・可搬型大型送水ポンプ車、・可搬型ホース・接続口、・原水槽（※一部記載省略） <u>原水槽への補給で使用する設備は以下のとおり。</u> ・ <u>2次系純水タンク</u> 、 <u>ろ過水タンク</u> 、 <u>給水処理設備配管・弁</u> 、 <u>可搬型ホース</u> (新) 原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による蒸気発生器への注水で使用する設備は以下のとおり。 ・可搬型大型送水ポンプ車、・可搬型ホース・接続口、・原水槽、 <u>・2次系純水タンク</u> 、 <u>ろ過水タンク</u> 、 <u>給水処理設備配管・弁</u> （※一部記載省略） | |
| 75 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102-9 r. 5.0) | 1. 2-12 | 同上 | |

| No | 資料名称 | 該当ページ | 適正化内容 | 備考 |
|----|--|---|--|----|
| 76 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102-9 r. 5. 0) | とりまとめた資料-3, 5 1. 2-2, 17, 18, 19, 46, 47, 49 | 泊3号炉の「主蒸気逃がし弁操作用可搬型空気ポンベ」と大飯3/4号炉の「窒素ポンベ（主蒸気逃がし弁作動用）」の相違理由を「設備名称の相違」から「設備の相違（相違理由⑤）」へ修正。 | |
| 77 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102 r. 5. 0) | 1. 2-3, 20, 55, 67, 75, 79 | 設備名称の適正化（下線部参照） (旧) A-制御用空気圧縮機(海水冷却) (新) A-制御用空気圧縮機 「主蒸気逃がし弁（現場手動操作）」の設備名称を「主蒸気逃がし弁」とした修正と同様。（女川審査実績の反映） 上記修正に伴い以下の対応手段名を適正化（下線部参照） (旧) A-制御用空気圧縮機(海水冷却)による主蒸気逃がし弁の機能回復 (新) 可搬型大型送水ポンプ車を用いたA-制御用空気圧縮機による主蒸気逃がし弁の機能回復 | |
| 78 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102-9 r. 5. 0) | 1. 2-3, 17, 47, 64, 74, 78 | 同上 | |
| 79 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102 r. 5. 0) | 1. 2-17, 46 | タービンバイパス弁を自主対策設備とする理由について記載表現を適正化（下線部参照） (旧)・・・常用母線及び復水器真空が健全であれば・・・ (新)・・・常用母線が健全で復水器の真空状態が維持できていれば・・・ 上記に伴い「タービンバイパス弁による蒸気放出」の手順着手の判断基準についても記載表現を適正化（下線部参照） (旧)・・・復水器真空が維持されている場合。 (新)・・・復水器の真空度が維持されている場合。 | |
| 80 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102-9 r. 5. 0) | 1. 2-14, 37 | 同上 | |

| No | 資料名称 | 該当ページ | 適正化内容 | 備考 |
|----|--|--|--|----|
| 81 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102 r.5.0) | 1.2-20 | 燃料補給に関する事項について記載表現を適正化 (下線部参照) (旧) <u>また</u> , 常設代替交流電源設備へ燃料を補給し・・・ (新) <u>なお</u> , 常設代替交流電源設備へ燃料を補給し・・・ | |
| 82 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102-9 r.5.0) | 1.2-17 | 同上 | |
| 83 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102 r.5.0) | 1.2-27～30, 33～37, 39, 40, 42～44, 49～51, 59, 61, 62 | 操作手順へ「現場で」又は「中央制御室で」を記載し、作業員の操作場所を明確にした。また、発電課長(当直)からの指示及び発電課長(当直)への報告についての記載を充実した。(大飯, 女川審査実績の反映) | |
| 84 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102-9 r.5.0) | 1.2-24～33, 35, 40, 41, 51, 57, 58 | 同上 | |
| 85 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102 r.5.0) | 1.2-37, 38, 41, 45 | 可搬型大型送水ポンプ車を使用した操作のうち「操作の成立性」の記載内容の充実 泊3号炉は先行PWRの審査実績を踏まえて、自主対策の対応手段に対して「操作の成立性」へ可搬型ホース敷設作業の容易性や夜間における作業性等の項目については整理していなかったが、自主対策設備についてもそれら事項の記載を追記し、重大事故等対処設備と同様の記載とした。(女川審査実績の反映) | |
| 86 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102-9 r.5.0) | 1.2-31, 32, 34, 36 | 同上 | |
| 87 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102 r.5.0) | 1.2-37, 40, 44 | 自主対策の可搬型大型送水ポンプ車を使用した操作手順へ運転開始後の燃料補給に関する事項を追記した。 泊3号炉は先行PWRの審査実績を踏まえて、自主対策の対応手段に対して燃料補給手順を記載しなかったが、女川2号炉の審査実績を踏まえてこれら手段に対しても燃料補給設備を使用する設備として選定し、操作手順へ燃料補給に関する事項を記載する。 | |

| No | 資料名称 | 該当ページ | 適正化内容 | 備考 |
|----|---|---------------------------------|--|----|
| 88 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102-9 r. 5.0) | 1. 2-31, 33, 36 | 同上 | |
| 89 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102 r. 5.0) | 1. 2-32, 46, 52, 55, 56, 60 | 以下に該当する操作手順について「操作の成立性」の項目を追加（女川審査実績の反映） ・中央制御室で通常の運転操作により対応する手順 ・他の審査項目にて整理する手順 ・同一の審査項目内の別項目で整理している手順 上記に該当する手順については、PWR各社の審査実績により「操作の成立性」の項目を設けていなかったが、女川2号炉の審査実績を踏まえて、それら手順についても「操作の成立性」の項目を設けた。 | |
| 90 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102-9 r. 5.0) | 1. 2-28, 37, 43, 47, 48, 51, 52 | 同上 | |
| 91 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102 r. 5.0) | 1. 2-27～29 | 1次冷却系のフィードアンドブリードの操作手順のうち、手順の適用条件に関する表現について記載を適正化（下線部参照、修正後大飯と相違なし） 修正例 (旧)・・・冷却機能が回復した場合【④より】 (新)・・・冷却機能が回復した場合【④より】 項目の記載内容について、括弧で区切り不適切であったため適正化した。また、他の記載箇所についても同様に適正化した。 | |
| 92 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102-9 r. 5.0) | 1. 2-25, 26 | 同上 | |

| No | 資料名称 | 該当ページ | 適正化内容 | 備考 |
|----|--|----------------|--|----|
| 93 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102 r.5.0) | 1.2-35, 39, 42 | 「可搬型大型送水ポンプ車による蒸気発生器への注水」の操作手順の記載表現を見直し。(下線部参照) (旧) 災害対策要員は、現場で可搬型ホースを敷設し、 <u>蒸気発生器注水ラインのホース接続口と接続する。</u> (新) 災害対策要員は、現場で可搬型ホースを敷設し、 <u>可搬型大型送水ポンプ車代替給水ラインと接続する。</u> 可搬型ホースを接続する配管の記載表現を技術的能力1.0まとめ資料と統一するとともに、他の審査項目における可搬型大型送水ポンプ車を用いる場合の操作手順の記載表現と統一した。 | |
| 94 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102-9 r.5.0) | 1.2-30, 32, 35 | 同上 | |
| 95 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102 r.5.0) | 1.2-38 | 「代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による蒸気発生器への注水」の「手順着手の判断基準」について記載表現を適正化(下線部参照) (旧) 補助給水ポンプの故障等により、補助給水流量等が確認できない場合及び蒸気発生器への注水が喪失した場合において、 <u>海水取水箇所へのアクセスに時間を要する場合に</u> 、代替給水ピットの水位が確保され、使用できることを確認した場合。 (新) 補助給水ポンプの故障等により、補助給水流量等が確認できず、蒸気発生器への注水が喪失した場合において、 <u>海水取水箇所へのアクセスに時間を要すると判断し</u> 、代替給水ピットの水位が確保され、使用できることを確認した場合。 | |
| 96 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102-9 r.5.0) | 1.2-32 | 同上 | |

| No | 資料名称 | 該当ページ | 適正化内容 | 備考 |
|-----|--|-----------|--|----|
| 97 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102 r.5.0) | 1.2-42 | 「原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による蒸気発生器への注水」の「手順着手の判断基準」について記載表現を適正化（下線部参照） (旧) 補助給水ポンプの故障等により、補助給水流量等が確認できない場合及び蒸気発生器への注水が喪失した場合において、海水の取水ができない場合に、原水槽の水位が確保され、使用できることを確認した場合。 (新) 補助給水ポンプの故障等により、補助給水流量等が確認できず、蒸気発生器への注水が喪失した場合において、海水の取水ができないと判断し、原水槽の水位が確保され、使用できることを確認した場合。 | |
| 98 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102-9 r.5.0) | 1.2-34 | 同上 | |
| 99 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102 r.5.0) | 1.2-51 | 記載表現の適正化（下線部参照） (旧) タービン動補助給水ポンプ駆動蒸気入口弁は・・・操作できる。 (新) <u>また、タービン動補助給水ポンプ駆動蒸気入口弁は・・・操作できる。</u> | |
| 100 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102-9 r.5.0) | 1.2-42 | 同上 | |
| 101 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102 r.5.0) | 1.2-58～60 | 「1.2.2.3 監視及び制御」の(1)～(4)冒頭の手順の概要説明の記載を適正化（下線部参照、女川審査実績の反映） 例：1.2.2.3(1)「加圧器水位及び蒸気発生器水位の監視又は推定」 (旧)・・・当該パラメータの値を推定する手順を整備する。 (新)・・・当該パラメータの値を推定する。 | |
| 102 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102-9 r.5.0) | 1.2-50～52 | 同上 | |

| No | 資料名称 | 該当ページ | 適正化内容 | 備考 |
|-----|--|---|--|----|
| 103 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102 r.5.0) | 1.2-63 | 可搬型設備への燃料補給手順を記載する審査項目の見直し(女川審査実績の反映) (旧) 可搬型大容量海水送水ポンプ車への燃料補給：技術的能力1.12 可搬型大型送水ポンプ車への燃料補給：技術的能力1.13 代替非常用発電機等への燃料補給：技術的能力1.14 緊急時対策所用発電機への燃料補給：技術的能力1.18 (新) 上記の設備すべての燃料補給：技術的能力1.14 泊の可搬型設備への燃料補給手順は、燃料補給の対象となる設備を主に使用する審査項目へ整理していたが、女川の審査実績を踏まえて技術的能力1.14にまとめて整理する。 | |
| 104 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102-9 r.5.0) | 1.2-60 | 同上 | |
| 105 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102 r.5.0) | 1.2-46, 52, 54~56, 58~60, 71, 73~76 | 各操作手順を他の項目又は他の審査項目へ参照させる場合の記載表現の見直し(女川審査実績の反映) 修正例：「タービンバイパス弁による蒸気放出」の操作手順 (旧) 操作手順は・・・にて整備する。 (新) <u>タービンバイパス弁による蒸気放出については・・・の操作手順と同様である。</u> | |
| 106 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102-9 r.5.0) | 1.2-37, 43, 47, 48, 50~52, 71, 73, 74, 75 | 同上 | |

| No | 資料名称 | 該当ページ | 適正化内容 | 備考 |
|-----|--|------------|---|----|
| 107 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102 r.5.0) | 1.2-52 | 「現場手動操作による主蒸気逃がし弁の開操作」の手順着手の判断基準の見直し (旧) 全交流動力電源喪失時に、1次冷却材喪失事象が同時に発生していない場合又は1次冷却材喪失事象が同時に発生しても1次冷却材圧力が蓄圧タンク動作圧力まで急激に低下しない場合において、主蒸気逃がし弁の駆動源が喪失し、中央制御室から開操作ができないことを主蒸気ライン圧力等にて確認した場合に、補助給水流量等により蒸気発生器への注水が確保されている場合。 (新) 主蒸気逃がし弁の駆動源が喪失し、中央制御室からの開操作ができないことを主蒸気ライン圧力等にて確認した場合に、補助給水流量等により蒸気発生器への注水が確保されている場合。 削除した下線部については、炉心損傷防止が図れる場合に蒸気発生器からの除熱による発電用原子炉の冷却を行うことを明確にするために記載していたが、泊と設計方針が同じである伊方及び玄海には記載していない事項であり、泊独自の記載であったことから、記載を見直した。 また、「中央制御室からの・・・」とし、記載表現を適正化した。 | |
| 108 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102-9 r.5.0) | 1.2-43 | 同上 | |
| 109 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102 r.5.0) | 1.2-64～67 | 第1.2.1表 (1/4～4/4) の記載表現の適正化 (女川審査実績の反映) (旧) 対応手段, 対応設備, 手順書一覧 (新) 対応手段, 対応設備, 手順書一覧 | |
| 110 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102-9 r.5.0) | 1.2-61～64 | 同上 | |
| 111 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102 r.5.0) | 1.2-65, 66 | 第1.2.1表 (2/4, 3/4) の「設備分類」欄の記載表現の適正化 自主対策設備に対して記載する斜線について、複数の手段をまとめて1つの斜線としていたが、見やすさの観点から手段毎に斜線を記載するように修正を行った。 | |

| No | 資料名称 | 該当ページ | 適正化内容 | 備考 |
|-----|--|----------------|--|----|
| 112 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102-9 r.5.0) | 1.2-62, 63 | 同上 | |
| 113 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102 r.5.0) | 1.2-66, 67 | 第1.2.1表 (3/4~4/4) 下段の補足事項の記載を適正化 (下線部参照) ・第1.2.1表 (3/4) の「*4」を追加した。(以降の附番繰り下げ) *4: 手順は「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。 ・第1.2.1表 (4/4) の「*7: 手順は1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等」にて整備する。」を削除。女川審査実績を反映し可搬型大型送水ポンプ車への燃料補給は、1.14に整備する。(*8は、*7へ附番繰り下げ) | |
| 114 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102-9 r.5.0) | 1.2-63, 64 | 同上 | |
| 115 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102 r.5.0) | 1.2-69, 74 | 第1.2.2表 (2/10, 7/10) へ以下の補足事項を追記 (大飯審査実績の反映) 「一: 通常の運転操作により対応する手順については、監視計器を記載しない。」 | |
| 116 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102-9 r.5.0) | 1.3-69, 74 | 同上 | |
| 117 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102 r.5.0) | 1.2-80, 82, 84 | 概要図 (第1.2.2図) 凡例の誤記修正 (下線部参照) (旧) 自己冷却 (新) 自己冷却 <u>運転</u> | |
| 118 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102-9 r.5.0) | 1.2-81, 83, 85 | 同上 | |

| No | 資料名称 | 該当ページ | 適正化内容 | 備考 |
|-----|--|--------------------|--|----|
| 119 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102 r.5.0) | 1.2-80, 82, 84 | 概要図 (第1.2.2図, 第1.2.4図, 第1.2.6図) の適正化 1次冷却系のフィードアンドブリード時における加圧器逃がしタンクは満水状態であることから水面を削除 | |
| 120 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102-9 r.5.0) | 1.2-81, 83, 85 | 同上 | |
| 121 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102 r.5.0) | 1.2-82 | 概要図 (第1.2.4図) のうち, 操作対象機器名称の誤記修正 (下線部参照) (旧) 充てんライン流量制御弁 (新) 充てん流量制御弁 | |
| 122 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102-9 r.5.0) | 1.2-83 | 同上 | |
| 123 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102 r.5.0) | 1.2-85, 103 | 概要図 (第1.2.7図, 第1.2.21図) の適正化 タービン動補助給水ポンプの駆動用蒸気の供給元弁として電動弁を2弁追加 | |
| 124 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102-9 r.5.0) | 1.2-88, 108 | 同上 | |
| 125 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102 r.5.0) | 1.2-86, 89, 92, 95 | 概要図 (第1.2.8図, 第1.2.10図, 第1.2.12図, 第1.2.14図) の適正化 可搬型ホースの分水器等を概要図の整理対象から除外 | |
| 126 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102-9 r.5.0) | 1.2-89, 91, 93, 95 | 同上 | |

| No | 資料名称 | 該当ページ | 適正化内容 | 備考 |
|-----|--|----------------|---|----|
| 127 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102 r.5.0) | 1.2-88 | タイムチャート(第1.2.9図)の「手順の項目」について、先行審査実績を参照し、以下のとおり表記を見直した。 ・フロントライン系故障時 「SG直接給水用高圧ポンプによる蒸気発生器への注水」と「非常用高圧母線からの給電」の手順の項目を分けて整理していたが、「非常用高圧母線からの給電」を削除し、「SG直接給水用高圧ポンプによる蒸気発生器への注水」の手順の項目へ統合した。 ・サポート系故障時 上記と同様で「代替非常用発電機からの受電」を削除 | |
| 128 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102-9 r.5.0) | 1.2-90 | 同上 | |
| 129 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102 r.5.0) | 1.2-89, 92, 95 | 概要図(第1.2.10図, 第1.2.12図, 第1.2.14図)の凡例の記載を適正化(下線部参照) (旧) ホース (新) <u>可搬型</u> ホース | |
| 130 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102-9 r.5.0) | 1.2-91, 93, 95 | 同上 | |
| 131 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102 r.5.0) | 1.2-91, 94, 97 | タイムチャート(第1.2.11図, 第1.2.13図, 第1.2.15図)の記載の適正化 ・操作手順見直し(報告事項の追加)に伴う操作手順番号の変更 ・ホース延長・回収車(送水車用)の保管場所として「2号炉東側31mエリア(b)」を追加 | |
| 132 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102-9 r.5.0) | 1.2-92, 94, 96 | 同上 | |
| 133 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102 r.5.0) | 1.2-101 | 概要図(第1.2.19図)凡例及び操作対象機器名称の誤記修正(下線部参照) (旧) <u>可搬型</u> ホース (新) ホース | |

| No | 資料名称 | 該当ページ | 適正化内容 | 備考 |
|-----|--|----------|---|----|
| 134 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102-9 r. 5. 0) | 1. 2-100 | 同上 | |
| 135 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102 r. 5. 0) | 1. 2-101 | 概要図 (第1. 2. 19図) のうち、操作対象機器の記載を適正化 ・ 操作手順② ^{#1} へ「補助給水ピットタービン動補助給水ポンプ側出口弁」の全開確認を追加 ・ 操作手順④ ^{#2} の操作対象機器名称の適正化 (旧) タービン動補助給水ポンプ潤滑油供給器 (新) 専用工具 (タービン動補助給水ポンプ潤滑油供給器) ・ 操作手順⑥ ^{#1} の操作対象機器名称の適正化 (旧) タービン動補助給水ポンプ蒸気加減弁 (新) 専用工具 (蒸気加減弁開操作) | |
| 136 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102-9 r. 5. 0) | 1. 2-100 | 同上 | |
| 137 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102 r. 5. 0) | 1. 2-102 | タイムチャート (第1. 2. 20図) の記載の適正化 ・ ポンプ名称を省略しない記載とした (下線部参照) (旧) ポンプ起動準備 (新) <u>タービン動補助給水ポンプ</u> 起動準備 ・ 脱字修正 災害対策要員A, Bの「移動、機材準備」と「操作手順③」を紐づけ | |
| 138 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102-9 r. 5. 0) | 1. 2-102 | 同上 | |
| 139 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102 r. 5. 0) | 1. 3-103 | 概要図 (第1. 2. 21図) の脱字訂正 「電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプによる蒸気発生器への注水 概要図」について、タービン動補助給水ポンプへ「タービン」を表記 | |

| No | 資料名称 | 該当ページ | 適正化内容 | 備考 |
|-----|---|---|--|----|
| 140 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102-9 r. 5.0) | 1.3-108 | 同上 | |
| 141 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102 r. 5.0) | 1.2-104 | 概要図(第1.2.22図)の差し替え 「主蒸気逃がし弁による蒸気放出」の概要図について、技術的能力1.3で整理している概要図と同じ図面へ差し替えを行った。 | |
| 142 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102-9 r. 5.0) | 1.2-109 | 同上 | |
| 143 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102 r. 5.0) | 1.2-80, 82, 84, 85, 86, 87, 89, 90, 92, 93, 95, 96, 101, 103, 104 | 概要図(第1.2.2図, 第1.2.4図, 第1.2.6図, 第1.2.7図, 第1.2.8図, 第1.2.10図, 第1.2.12図, 第1.2.14図, 第1.2.19図, 第1.2.21図, 第1.2.22図)の記載内容の充実化 各手順の概要図について、先行審査実績を参照し、流路・弁等を追加 | |
| 144 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102-9 r. 5.0) | 1.2-81, 83, 85, 88, 89, 91, 93, 95, 100, 108, 109 | 同上 | |
| 145 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102 r. 5.0) | 1.2-86, 89, 92, 95, 101, 104 | 概要図(第1.2.8図, 第1.2.10図, 第1.2.12図, 第1.2.14図, 第1.2.19図, 第1.2.22図)の凡例を適正化 ・「カップラ」を「カブラ」へ修正 | |
| 146 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102-9 r. 5.0) | 1.2-89, 91, 93, 95, 100, 109 | 同上 | |
| 147 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102 r. 5.0) | 1.2-86, 87, 89, 90, 92, 93, 95, 96 | 概要図(第1.2.8図, 第1.2.10図, 第1.2.12図, 第1.2.14図)の適正化 ・可搬型大型送水ポンプ車から系統への接続箇所の表記を「カブラ」から「接続口」へ修正 ・操作手順見直し(報告事項の追加)に伴う操作手順番号の変更 | |

| No | 資料名称 | 該当ページ | 適正化内容 | 備考 |
|-----|---|---------------------|-------|----|
| 148 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102-9 r. 5.0) | 1. 2-89, 91, 93, 95 | 同上 | |